

「主要な監査上の検討事項」の適用に関する取扱いについて

1. 適用範囲

(1) 「主要な監査上の検討事項」の記載を求める監査報告書の範囲

「主要な監査上の検討事項」の記載は、監査意見とは明確に区別された追加的な情報提供であり、その記載を求める趣旨が、我が国資本市場の透明性、公正性を確保することにあることを踏まえれば、すべての監査報告書に記載を求めるのではなく、主として、財務諸表及び監査報告について広範な利用者が存在する金融商品取引法に基づいて開示を行っている企業（非上場企業のうち資本金 5 億円未満又は売上高 10 億円未満かつ負債総額 200 億円未満の企業は除く。）の財務諸表の監査報告書において記載を求めるものとする。

(2) 会社法上の監査報告書における取扱い

会社法上の監査報告書における「主要な監査上の検討事項」の取扱いについては、株主等と企業との間の対話の実効性を高める観点から、株主総会前に「主要な監査上の検討事項」が提供されることが望ましいことや、金融商品取引法に基づく監査と会社法に基づく監査は実務上一体として実施されることを踏まえれば、双方の監査報告書において「主要な監査上の検討事項」を記載するべきとの指摘があった。

他方、適用当初においては、記載内容についての監査人と企業の調整に一定の時間を要すると想定されることから、現行実務のスケジュールを前提とすれば、会社法上の監査報告書に記載するには課題があるとの指摘があった。

このため、当面、金融商品取引法上の監査報告書においてのみ記載を求めるものとする。

(3) 個別財務諸表に係る監査報告書における取扱い

金融商品取引法に基づく監査において、連結財務諸表の監査報告書及び個別財務諸表の監査報告書を作成する場合には、個別財務諸表の監査報告書においても、「主要な監査上の検討事項」の記載を求めるものとする。その際、連結財務諸表の監査報告書において同一内容の「主要な監査上の検討事項」が記載されているときには、個別財務諸表の監査報告書において当該事項の記載を省略することができると考えられる。

2. 適用時期

監査に関する情報提供の早期の充実や、実務の積上げによる円滑な導入を図る観点から、特に東証1部上場企業については、できるだけ平成32年3月決算の監査から早期適用が行われるよう、東京証券取引所及び日本公認会計士協会等の関係機関における早期適用の実施に向けた取組みを期待する。

以 上